

野洲市資料提供

提 供 年 月 日	平成 30 年 5 月 25 日
担 当 部 課	健康福祉部 高齢福祉課
担 当 者	駒井
連絡先電話番号	077-587-6074 (内 2290)

○ 市有地の貸借期間等に関する要望及び市の考え方について（報告）

1. 報告趣旨

高齢者福祉施策の公益目的で、公共的団体にすでに貸し付け、又は使用を許可している普通財産の市有地に関して、過日 2 件の要望があった。いずれも土地の貸借期間等に関するもので、それらについての市の考え方等を報告する。

2. 要望の概要

(1) 野洲慈恵会

- ・ 富波甲地先「ぎおうの里」隣接地
- ・ 現在、同会と平成 49 年 3 月末までの貸借契約を締結中の 2326.21 m²の更地
- ・ 平成 19 年以降、施設整備用地として市から無償で貸し付けていた土地
- ・ 現在公募中の第 7 期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設の整備事業者として選定された場合には、介護老人福祉施設の整備に必要な期間の契約に更改するよう依頼・要望

(2) 董会

- ・ 大篠原地先「デイサービスしのはら」敷地
- ・ 現在、御上会と平成 34 年 3 月末までの貸借契約を締結中で、平成 31 年度以降は董会に現の契約を承継する予定（4 月全員協議会報告済）の 2320.19 m²の敷地
- ・ デイサービスセンター事業を承継することを機に、アメニティーの向上、地域ニーズ対応のため、介護サービスの向上・拡大を図りたい旨
- ・ 現在公募中の第 7 期介護保険事業計画に基づく介護老人福祉施設の整備事業者として選定された場合には、御上会から上記契約を承継する際に、現行施設を介護老人福祉施設とデイサービスセンターの複合型施設として改築・整備するに足る期間等の契約に更改するよう依頼・要望

3. 各市有地の要望に係る大まかな経過

(1) 富波甲地先「ぎおうの里」の隣接地

No.	時期	主体	事項	内容
1	H17 年 9 月	市＝野洲慈恵会	「ぎおうの里」底地の貸借契約締結	・ 随意契約／無償
2	H19 年 4 月	市＝野洲慈恵会	当該用地の貸借契約締結	・ H49 年 3 月末期限（更新可） ・ 随意契約／無償 ・ 高齢者福祉施設に用途限定

No.	時期	主体	事項	内容
				・当分の間は広場として活用する旨申請（野洲慈恵会より）
3	H27年11月	市	当該用地の返還請求を検討	・約9年間未活用のまま無償貸付となっている当該用地の有効利用のため、返還請求を法的に検討。 ・一方的な解除は不可との見解
4	H30年 2月15日	市→野洲慈恵会	当該用地の利用計画の有無を照会	・第7期計画での当該地を利用した施設整備計画の有無について
5	2月28日	野洲慈恵会→市	上記について回答	・介護老人福祉施設の整備事業者の公募に応募する予定との回答
6	4月4日	野洲慈恵会→市	野洲慈恵会理事長、顧問が市長訪問 (政策監、課長、補佐同席)	・理事長の交代の報告と挨拶 ・理事長から第7期計画で介護老人福祉施設に応募する旨表明
7	4月27日	野洲慈恵会→市	依頼・要望文書の提出について事前の確認	・上記2.(1)のような依頼・要望を文書で提出する旨
8	5月7日	野洲慈恵会→市	依頼・要望文書の提出	・上記2.(1)の依頼・要望
9	5月17日	市	富波甲自治会長、祇王学区長に情報提供	・上記2.(1)の依頼・要望があったことについて
10	5月21日	市	庁議確認	・上記2.(1)の依頼・要望があったことについて ・下記4.の市の考え方について
11	5月24日	市	野洲慈恵会に回答	・下記4.の市の考え方について
12	5月25日	市	市議会全員協議会報告	※ 本日

(2) 大篠原地先「デイサービスしのはら」敷地関係

No.	時期	主体	事項	内容
1	H23年3月	市	「篠原幼稚園」廃園	・普通財産として保全継続化
2	H24年 3月30日	市＝御上会	市と御上会が貸借契約締結	・高齢者ケア施設等に用途限定 ・御上会による施設修繕 ・H34年3月末期限（更新可） ・随意契約／有償
3	H30年 2月19日	御上会→市	御上会から市へ、デイサービス事業の機能承継手続等について照会。市から御上会へ回答	・御上会から市に宛て、承継法人を同会で公募・選考すること等の是非が照会される。 →市：特に問題ない旨回答
4	3月14日	御上会	承継法人の公募選考	・1法人が応募、2法人から辞退届提出。董会が選定される。

No.	時期	主体	事項	内容
5	3月28日	御上会→市	御上会から市へ、公募選考結果の報告と依頼	・承継法人候補選定の報告 ・原契約の承継協議を市に依頼
6	4月12日	御上会→市	董会の事業意向について情報提供	・デイサービスセンターを改良・拡大展開したい考えを持っている旨
7	4月23日 25日	市	大篠原自治会長、篠原学区長に情報提供	・市議会全員協議会（4/26）での報告予定案件について
8	4月26日	市	市議会全員協議会報告	・デイサービス事業の承継法人の内定について
9	5月1日	御上会→市	依頼・要望文書提出の予定について情報提供	・董会が上記2. (2) のような依頼・要望を文書で提出する予定であることについて
10	5月14日	董会→市 御上会→市	依頼・要望文書の提出（御上会職員による使送） 副申文書の提出	・上記2. (2) の依頼・要望 ・御上会として、董会の計画に応じ、現契約の更改を申し出る用意がある旨の副申
11	5月17日	市	大篠原自治会長、篠原学区長に情報提供	・上記2. (2) の依頼・要望があったことについて
12	5月21日	市	庁議確認	・上記2. (2) の依頼・要望があったことについて ・下記4. の市の考え方について
13	5月23日	御上会・董会→市	董会理事長、野洲病院常務理事が市長訪問（政策監、課長、補佐同席）	・デイサービス事業の承継について
14	5月24日	市	董会に回答	・下記4. の市の考え方について
15	5月25日	市	市議会全員協議会で報告	※ 本日

4. 市の考え方

- 2つの依頼・要望は、共通又は類似しており共に次のように判断するもの
- 先ずは地元との合意形成を図るとともに、市が別途行う事業内容に係る審査等を経て、介護老人福祉施設の整備選定事業者として決定されることが、依頼・要望に係る実際の手続に進む前提であること。
- 現行契約の内容（借受目的や更新に係る規定との適合性）、施策に与える効果、財産管理の適正化等の観点から、いずれの要望についても、市としてこれを積極的に拒める理由がないものと判断し、前項のとおり事業内容に係る審査等を経て整備選定事業者として決定された場合に限り、要望を基に協議し、現行契約の更改に応じていく方向である。

（以上）